

教育基本法，学校教育法と民主主義思想の発展

工藤市兵衛

**On the Advancement of the Fundamentals  
of Education Act, the School Education Act and demo-  
cratic principles**

Ichibei Kudo

We will study particularly the relations among Japanese pacifism, liberalism and the School Education Act.

第二次大戦後の日本の平和主義，自由主義と学校  
教育法の関係について論究

## 教育基本法、学校教育法と民主主義思想の発展

工藤 市兵衛

### 第一節 教育基本法（昭和二二・三・三一、法律二五号） 最終改正 昭和六三 法八八）

我が国における平和主義、自由主義、民主主義の理念の実現は教育の力にまつべきものであり、また教育は個人の個性の尊重が前提となる。本法は憲法の精神に則り、我が国の教育に関する基本法としての性格を持ち、内容としては戦前の教育勅語に代わるべき教育の理想を宣言したものとみることが出来る。

#### 一。成立の経過と法的地位

昭和二十一年一月三日制定された日本国憲法は、第一段は平和と自由を求めて国民主権を宣言し、それが人類普遍の原理であると述べている。第二段は恒久平和の念願を述べ、第三段は自由の独立性と対等性を国際社会で維持するためにはどの国も国家的利己主義を排し、普遍的な国際協調の政治道徳に従う実務があるという信念を表明し、最後にこれらの崇高な理想と目的の達成を誓っている。そして新憲法の理念を教育において実現するものとして、即ち平和と民主主義、学問の自由と均しく教育を受ける権利の実現をめざして教育基本法が制定された。

そして教育基本法は「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期すると共に、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の育成と創造をめざす教育の普及徹底」（教育基本法前文）することを宣明した上で、日本国憲法の精神に則って人格の完成をめざし平和的民主的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値を尊び勤労と

責任を重んじ自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期することが教育の目的であると定めている。

即ち教育基本法は第一に、天皇制教学と国家主義教育・軍国主義教育を基本理念とした教育勅語を否定し、教育勅語に代わる新しい日本の教育宣言としてされたものである。教育宣言とは、日本の教育のあるべき基本理念ないし基本原則を確立明示したという意味である。日本の教育の歴史においては、一八七二（明治五）年の「学事奨励に関する被仰出書」、一八九〇（明治二三）年の「教育ニ関スル勅語」に次ぐ第三の教育宣言ともいべきものである。とくに、日本の教育の歩みにおいて画期的な民主主義教育の教育宣言である点に、重大な意義を有するものである<sup>①</sup>。

第二に、日本国憲法の基本精神をうけ、憲法に内在する教育理念をいっそう具体的に明示したものであり、各種の教育法規の根本法（教育憲法）としての地位を有する。即ち本法に違反する教育関係法令は本法違反のみならず、憲法違反となるとされる<sup>①</sup>。

この点について、文部大臣田中耕太郎は、一九四六（昭和二一）年九月二〇日、教育刷新委員会第三回総会で示した教育基本法の構想のなかで「やはり憲法改正草案の精神の教育上の発展という意味を持つて居るのであります。それから全体の基本法の性格といたしましては、教育に関係あるあらゆる問題を網らする建前ではありません。やはり教育法という建前からして、憲法に触れて来るような規定があれば、その当然の結果として規定されなければならぬような事柄を拾って規定する

という風にいたしたいのであります」と言い、日本国憲法とのつながりを強調している②。文部大臣高橋誠一郎も、一九四七（昭和二二）年三月一三日の衆議院本会議における教育基本法案の提案理由において、「新憲法に定められております教育に関する諸条文の精神を一層敷えん具体化致しまして、教育上の諸原則を明示致す必要を認めたとであります」と言っている。教育基本法は、憲法の附属的地位をしめるものとさえ、考えられたのである。内容からいっても、日本国憲法の主権在民、戦争放棄、基本的人権の尊重などの基本精神を受け継ぎ、平和と民主主義の教育、権利としての教育観に貫かれた教育の重要な指標を掲げている。以上から明らかなように、教育基本法は、すべての教育問題を網らすることを目的として制定された分けではない。本法は、日本国憲法との関連を強く意識し、日本国憲法の理想を実現するのに必要な教育理念を抽出し、法文化したものである③。

教育基本法が「教育憲法」的意味を有するという場合、「教育法の中における基本法」であることを意味している。すなわち、本法は、教育に関し憲法に謳ってよいような事項を謳い、憲法に謳われている原則を一段と具体化することによって、日本国憲法の附属的地位を占めるとともに、憲法と一体になって、他の教育法令をみちびきだす端緒を示し、それらの教育法令に規定せられるべき事項について根本原則を示している。さらに、教育基本法と他の教育法令とは総合一体化されて、教育法令の体系をつくるが、教育基本法は、そのような教育法をまとめ、しめくくる法律である、とされたのである。

以上のように、教育基本法が題名の示すように、教育法の基本法規であることは、日本国憲法が「国の最高法規」（第九八条）であることに次いで、現行教育法制における根本法的地位に立つことはあきらかであり、本法においても、とくに、前文および第一一条が根拠と考えられる。このような本法の有する法的地位に着目した見解として、「教育基本法の準

憲法的性格」説が注目されよう。

所で、内容上の準憲法的性格は教育基本法の各条項が憲法の具体化規定であり、確認規定であることから教育基本法を侵害しようとする立法は、間接に憲法違反の立法となり次に形式上の準憲法的性格については、基本法と他の教育法規との間には「後法は前法を破る」という法原則がそのまま適用されずに基本法の施行、法たる性格をもつ教育法規はたとえ後法として制定されたとしても、基本法の優越性を承認する国家意志を黙示的に内包しているものと解すべきであるとしている④。

実際にも、教育基本法の制定を契機として、それ以降、学校教育法（昭和二・三・三一 法律二六号）、私立学校法（昭和二四・一一・一五 法律二七〇号）、社会教育法（昭和二四・六・一〇 法二〇七）、教育職員免許法（昭和二四・五・三 法一四七号）、教育公務員特例法（昭和二四・一一・一二 法一）などの重要教育法律をはじめとする一連の教育法令が制定され、戦後日本の新しい教育法制が確立することになった。このような点から、現行教育法制ないし戦後日本の教育法大系を総称して、「教育基本法制」とも「憲法・教育基本法制」ともいわれる。

又、一般に教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教基法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならないというべきである。……これ（教育基本法の理念）は、戦前のわが国の教育が教育勅語を岐点として勅令による国家の強い支配の下で形式的、画一的に流れ、時に軍国主義的又よるものであり、右の理念は、これを更に具体化した同法の各規定を解釈するにあたって、強く念頭に置かれるべきものであることはいうまでもない（基本法における前文の意義）。

教育基本法が法律として制定されたことは、戦後の教育法制において教育立法の法律主義の原則が樹立されていくことを意味していた。法律

として制定された理由は、天皇の名による教育勅語と教育立法の勅令主義の慣行という非民主性を排し、国民の代表者からなる議会における制定という民主的手続を尊重しようとする趣旨にでいった。『教育基本法の解説』も「民主主義の精神に則り、教育を国民みずからのものとするためには、ぜひとも国民の代表者で構成され、国民の総意の表現である議会でこれら定めなければならない。そこで法律の形式をとることが必要とされたのである」としている。今にして思えば当然のことであるが、当時としては画期的であった。

このように、教育基本法が、教育理念、教育の方針を明らかにするという教育宣言的性質をもっているにもかかわらず、法律として制定されたことは、その改廃に必要な手続を要し、その改正が容易でないと、当時考えられたからである。とくに、「立法論の見地からみると、基本法の重要性や優越性にかんがみ、その改廃について、一定の慎重な手続を経ることを要求するのも、一案であろう」（菊井康郎「基本法の法制上の位置づけ」法時四五巻七号）といわれるほど、教育基本法は、法律一般となり、さらに改廃の慎重さが要請されるのである。

戦後日本の教育法制である教育基本法と対比し、戦前日本の一八九〇（明治二三）年の教育勅語（「教育ニ関スル勅語」）は、法規ではなかったが、主権在君の明治憲法下においては、超国家的地位を占め、敗戦に至るまで日本の教育および教育法の方角を規制し、その絶対的導守が国民に要求されていた。

すなわち昭和一九年の内閣制度の確立以降、国民の義務である兵役、納税教育の義務の中でも特に教育については勅令すなわち帝国憲法九条の天皇が発する独立命令をもって定められていた。教育勅語法制の下では、教育立法の勅令主義の慣行が成立していた。教育においては、財政関係など少数の例外をのぞいて、法律主義の原則が適用されず、議会関与の外におかれた。この下で、教育勅語法制を支える国民学校令、中等

学校令、師範教育令、専門学校令、高等学校令、大学令などの重要な勅令が存在していた。これらの勅令は天皇直属の枢密院で審議成立したため、文部官僚は、治外法権ともいえるべき行政特権を有していた<sup>5)</sup>。

教育基本法の成立はかかる事態を改革し、教育勅語をはじめとする戦前日本の教育法制をきびしく否定し、廃止することを意味していた。とりわけ、教育勅語が従来もっていた地位は、日本国憲法・教育基本法の成立により消滅したといえる。

このことを公式に確認したのが、一九四八（昭和二三）年六月一九日の国会決議、すなわち衆議院「教育勅語等排除に関する決議」および参議院「教育勅語等失効確認に関する決議」である。

二つの決議は、重要な歴史的文書である。衆議院の決議は、民主平和国家としてもっとも緊要なことは「教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある」とのべた上で、「思うにこれらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的国家観に基いている事実は明らかに基本的人権を損い且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よって憲法第九八条の本旨にしたがい、ここに衆議院は院議をもってこれらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。」としている。

参議院の決議も「われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払しょくし、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として教育勅語は軍人に賜わりたる勅諭、戊申勅書、青少年学徒に賜わりたる勅語のその他の詔勅とともに既に廃止せられその効力を失っている。われらはここに、教育の真の権威の確立と国民道徳の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。」としている。

国会決議は、教育勅語が違憲詔勅（憲九八）として排除（衆院）され、効力を失っている事実（参院）を確認するとともに、教育基本法がそれに代わる指導的地位をしめることを明らかにしている。教育基本法公布後一年余の時点、教育基本法の重要性を改めて公式に決議したものである。同年六月二五日、文部省は「教育勅語の取扱いについて」という通達を発し、決議にもとづいて、学校から勅語謄本の返還措置をとった⑥。

二。教育基本法（基本法という名の法律）と問題点

教育基本法のほかに、現在、基本法という題名のついている法律として、原子力基本法（昭和三〇年法一八六号）、農業基本法（昭和三六年年法一二七号）、災害対策基本法（昭和三六年年法二二三号）、観光基本法（昭和三八年年法一〇七号）、中小企業基本法（昭和三八年年法一五四号）、林業基本法（昭和三九年年法二六一号）、公害対策基本法（昭和四二年年法一三二号）、消費者保護基本法（昭和四三年年法八四号）、心身障害者対策基本法（昭和四五年法八四号）、交通安全対策基本法（昭和四五年法一一〇号）がある。大半の基本法が一九六〇年代から七〇年代へかけて制定されたことがわかる。内容的には、それ以前に成立している教育基本法と原子力基本法が憲法の原則を具体化しようとしているのに対し、六〇年代以降の基本法群には、農業や中小企業にたいする統制強化、高度成長政策の矛盾の表現などさまざまな特色をもち、一律に論じられないが、基本法といっても、教育基本法と異質な役割を果たしていることは確かである。各種基本法以外では戦後の比較的早い時期に制定された教育、学術、文化にかかわる法令のなかで前文をもつものが散見されることは注目される。一連の教育法群の中で、「教育基本法ほど『基本法』という名に値する法律は、端的にいうと、ほかにない」との指摘は、教育基本法が名実ともに画期的な法律であることを示している。

ところで前文は単なる説明ではなく、「各条項とともに実質的にも形式

的にも憲法又は法律等の一部を構成するものであり、従って「本文と一体をなすもの」として法的効力をもち本文各条項の解釈基準を示すものである⑦。

## 第二節 学校教育法（昭和二二、三、三一、法律二六号 最終改正 六三 法八八）

学校教育法は昭和二二年に公布され教育基本法も同日公布され我が国の学校制度の基本を定めたものである。

この法律はこれまで学校の種類ごとに定められていた各学校令を統合して単一の法律とし各学校毎の目的、性格、修業年限組織編制等について体系的に規定している。その内容は、日本国憲法、教育基本法により宣明された新教育理念を具体化したものにほかならないが、教育の機会均等の実現を基本に、学制の単純化（これについては後述する）義務教育年限の延長を図ったことなどが従来のそれに比べて特色となっている。

学制の単純化とはいうまでもなく、旧制度の学校体系に改めたことである。

これにより旧制度にみられた進学途上における多くの袋小路や制度上の隘路が除去され、すべて進学希望者がその能力に応じて各段階の学校に進学できる制度に確立されたことになると言われるが新しく生まれた専修学校制度（学校教育法八二条の七）においては再び複線型になった感があるがこれについては後に述べる⑧。

### 一。成立の経過と構成

本法は、太平洋戦争中またはそれ以前の教育の反省と米国民の民主教育を行うため、昭和二二年三月に来日した第一次アメリカ教育使節団の勧告、及びその勧告書をもとに討議した教育刷新委員会の答申を参考にして立法化されたものである。即ち米国滞日教育使節団は一九四六（昭

和二一)年三月と一九五〇(昭和二五)年八月の二回に渡り来日し、それぞれ報告書を作成して連合軍最高司令官マッカーサーに提出した報告書が土台となっている。本法は法形式において、戦前の教育法のひとつが勅令によったのに対し、国会の議決を経た法律をもって公布したことと、戦前の学校に関する法規が小学校・中学校・実業学校・高等学校・大学など、学校種別ごとに独立の学校令で制定されたのを、学校教育法として一体の法律にまとめた点で戦前のものと異なり、後に述べる学校体系を単一化し、教育の機会均等を期したことなど画期的な教育法といえる<sup>⑨</sup>。

学校教育法の構成は、総則を第一章とし、第二章は小学校、第三章は中学校、第四章・高等学校、第五章・大学、第六章の二・高等専門学校、第六章・盲者、聾者その他の心身障害者に対する特殊教育、第七章・幼稚園、第七章の二・専修学校、第八章・雑則第九章・罰則、最後に、経過措置を規定する附則となっている。なお、本法には施行令、施行規則があつて細部について規定していることは他の法律の場合と同じである。

## 二。本法の概要

第一章・総則においては、専修学校、各種学校を除き、各学校に共通する規定をかかげている。その主なものは学校の設置者の制限(二)と、学校の設置にあたっては設置基準にしたがって設置しなければならないこと(三)、授業料(六)、校長・教員の資格、欠格要件(八・九)、学生・生徒の懲戒、学校閉鎖(一一、一三)などのことが規定されている。

### 第二章・小学校

### 第三章・中学校

### 第四章・高等学校

### 第五章・大学について記載されている。

のちに学校体系の複線化にかかり問題となる短期大学は一九四七年(昭和二年)三月、学校教育法による新学制とともに発足したが臨時的なものであった。又高等専門学校は一九六一年学校教育法の一部改正(昭和三六 法一四四号)によりこの章に追加されている。新学制においては、六、三、三、四の学校体系以外は認めず大学についてだけ、さきの五五条で四年以上のものを認めただけでそれ以外の例外を認めなかった。ところが、昭和二十四年、新制大学への切り替えにあたって旧制高専のうち、教師陣容や設備不十分などの理由で大学への転換が困難なものや、また転換を希望しないものもあつたので、教育刷新委員会が暫定処置として、二年制または三年制の大学を設けることを決議した。このため、文部省は本法を一部改正し、「当分の間二年または三年の大学を認め、これを短期大学と称す」(附則一〇九)とし、あくまで暫定的なもので将来廃止の予定であつたが、三九年の本法改正で短大として制度的確立をみた(六九の二)。短期大学と同じく初期の規定にはなく、後に第五章の二とし、昭和三六年法律一四四号で追加になったのは高等専門学校の規定である。

### 第六章・特殊教育

### 第七章・幼稚園

### 第八章・雑則

### 第九章・罰則

## 三。本法の特徴

昭和二三年三月一八日、帝国議会衆議院学校教育法第一読会において、文部大臣は本法案の提出理由説明中、その特徴として、①教育の機会均等、②普通教育の普及向上と男女の差別撤廃、③学校を単純化する、④学術文化の進展、の四つをあげているが、その中心は第一の教育の機会均等を具現するのが本法の中心の特徴と考えられる<sup>⑩</sup>。

## (1) 学校体系の単線型化

一般に近代市民社会の学校体系を類型化し単線型と複線型の二類型があるといわれている。第一の単線型は初等教育終了者が中等教育に、中等教育終了者が高等教育にと、一つの階梯によって上級学校に進学する学校体系で、アメリカにおける近代学校制度はこの類型のものである。民主的・自由主義的學校体系的である能力と意欲あるものは等しく学ぶ権利を享受出来る制度として評価したい。

この単線型に対し、貴族その他上層のものの進学する学校系統と一般庶民の進学する学校系統とが別個の学校階梯を採用する国があるが、この類型を複線型の学校体系とよび、イギリス・フランス・ドイツなど、ヨーロッパの近代学校体系はこの類型に属する。このうち、単線型の学校体系は一般的にいつて民主的な学校体系であり、複線型のそれは非民主的學校体系であるといわれる。わが国戦前の學校体系は、小学校教育については単線型であったが、中等学校以上の学校は、①中学校・高等学校・大学、あるいは中学校（高等女学校）・専門学校の系列と、②高等学校・師範学校、高等小学校・青年学校などの系列とがあり、①の系列の中でも専門学校終了者が大学に進学することは困難であったが、進学の場合は開けていた。②の系列の学校を終了したものが①の系列の専門学校、高等学校・大学に進学するということは一層困難であった。以上のように、ヨーロッパ諸国の学校制度だけでなく、わが国戦前の学校体系も複線型の学校制度であったといえる。第一次世界大戦後、ヨーロッパ諸国においても教育の民主化の線にそって、学校教育の機会均等、学校体系の単一化の運動が高まり、学校系統単線化の努力がなされたが、今日においても必ずしもその実現をみているわけではない。例えば韓国では現在六・三・三・四制を採用しているが、幼・五・三・四・四制に転換しようとする案も内閣直属の教育改革審議会が設置され審議されている⑩。したがって、わが国の学校教育法において、六、三、三、四と

いう単線型の学校制度が確立した意義は大きいだが再び複線型の関係が発生した。これについては後に専修学校の章で述べることとする。

本法は、この学校体系の単線化・民主化と並行し、義務教育でない高等学校以上については、教育の機会均等の保障のため、奨学金の制度を設けるとともにつぎのような幾つかの措置がとられたが、尚不十分との非りを免れない。

(イ) 勤労青少年の教育の機会を保障するため、大学において、夜間の課程（五四）を設け、高等学校には定時制の課程（四四一）を設け、それぞれ昼間全日制の課程と同一の資格をみとめた。（ロ）高等学校・大学に通信による教育（四五・五四の二）を学校教育の一部として正式にみとめた。更に単位制高等学校と呼ばれるものがあり、学校教育法施行規則六四条の二により認められている。

## (2) 義務教育年限延長と男女差別撤廃

学校体系の単線化と並行し、小学校に続く義務教育（三七、教基四一）年限を延長し、男女による差別を撤廃したのは本法の特徴であり、戦前教育法制下には存在しないものである。

## (3) その他の特徴

本法は以上、(1)、(2)としてあげたものが基本的特徴と考えられるが、このほか、①学校教育の社会教育への協力、②大学自治制度の明確化、③私学への統制を弱める、などが考えられる。

第一の社会教育への協力については、大学の公開講座、学校施設の社会教育への開放など、この学校教育法と並行し、社会教育法（昭和二十四年法律二〇七号）第六章を学校施設の利用とし、学校の管理機関は、学校教育上支障がない限り学校の施設を社会教育の利用に共さなければならぬ（社教四四）とし、また、その教育組織・学校施設の状態にに応じて、青年学級（同四七の二）、文化講座、専門講座、夏期講座等の開設を求めることができるとしている（同四八）。このような、学校教育が社会

教育を積極的に援助するということは戦前にはなかったことである。

第二に、本法が私立学校に対する戦前の極端にきびしい監督・統制の制度を改め、私立学校の自由な発展を期したことである。戦前の私立学校に対する監督は極端に厳重であった。私立学校の設置・許可についてもきわめてきびしかったし、安寧秩序を乱し、風俗かい乱の恐れあるとの監督官庁の主権的判断で私立学校の閉鎖を命ぜられ、校長および教員の採用が認可性で不相当と認めると退職を命じた<sup>⑫</sup>。新法においては当然のことながらこの方針を改めた。戦前の教育法ではまず教育基本法六条において、法律に定める学校は、公の性質をもつとし、私立学校も学校法人であり、一条による学校であれば国立学校と同じく、公の性質を持ち、戦前のような特別の制約はなくなった。したがって本法においては私立学校だけのための規定としては「私立学校は、校長を定め、監督官庁に届け出なければならぬ」（一〇）とあるぐらいで、他は一般に準用されている。私立学校については本法のほか私立学校法（昭和二四年法律二七〇号）があり、一般の国立学校と共に手厚く保護されているともいえるが必ずしも十分と云えず、教育行政の貧困さは日々の新聞を賑わしている。しかし、この私立学校も最近の教育行政の中央集権化と並行し、監督が強まる傾向にあるが、本法の建前は私立学校の健全な発達をはかることであり、国際化の叫ばれている今日、民主的・個性的・独創的教育を施すことにあると考えられる。

#### 四。本法の問題点

本法は以上述べてきたように、戦前の諸学校令と比較してみても、欧米の学校法と比較してみても、民主教育の原則をふまえた画期的な教育法といえる。しかし、細部にわたって調べてみると法自体にも幾多の問題点があるし、その後の法解釈が、いま述べた本法が当初から持っていた部分的な問題点を是正するならともかく、逆に問題点を利用して行政

側に有利な解釈をするようになった面のあることはいがめない。

問題点として第一にあげられるのは、戦前の法規定とあまりちがわぬ、旧法制の残滓があることである。たとえば、戦後の教師は大学卒を基礎資格とし、教育職員免許状の所有者でなければならぬとされた（教育職員免許法 二条一項三条）。したがって、「教諭は、児童の教育をつかさどる」（二八VI）としたものの教師が命令監督になじまぬ専門職であるとして規定したと考えられる。ところが、校長については「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」（同III）とあるのは、戦中の国民学校令において「学校長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス」（昭和一六年勅令一四八号・一六号）と比較し、「地方長官ノ命ヲ承ケ」を除くほとんど同じ規定の仕方である。したがって、新教育の初期には「監督す」とは指導助言（Supervision）の意味であるとの解釈もあったが、のちになると命令監督を意味し、教師の専門性、それに附随する教師の自主性・自立性を否定する法解釈がなされるようになってきた。このような法規定の不十分さは他にも多くみられるが、二〇条において「小学校の教科に関する事項は、第一七条及び第一八条の規定に従い、監督官庁がこれを定める」とし、監督官庁については文部大臣（一〇六）としているのも問題である。それは、教育基本法一〇条二項の解釈において、行政が教育の内の事項に介入すべきでないとしてもこの規定がある以上、教育内容に行政の介入を拒否できないようにみえるからである<sup>⑬</sup>。但し大学については実定法上大学の自治が認められたものと考えられる。

注 ① 宗像誠也 編 教育基本法 (株)新評論 六〇頁。

尾吹善人 他編 教育関係基本法規集 八六頁。

② 文部省 学制百二十年史 ぎょうせい 一一八頁。

長田三男 他著 教育委員会制度の研究 (株)大空社 四



頁。

- ③有倉遼吉 編 新版教育法 日本評論社 二二頁。
- ④有倉遼吉 編 前掲書 一二頁。
- ⑤教育法研究会 教育法 ぎょうせい 一一頁。
- ⑥文部省 前掲書 一一八頁。
- ⑦我妻栄 新法律学辞典 五八七頁。
- ⑧尾吹善人 他編 前掲書 一五九頁。
- ⑨土持ゲリー法一 米国教育使節団の研究 玉川大学出版部  
一〇頁。
- ⑩有倉遼吉 編 前掲書 一〇九頁。
- ⑪大槻健 著 韓国教育事情 新日本新書 八四頁。  
その他イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ等については長尾  
十三二 著 西洋教育史 東京大学出版会 二八五頁。
- ⑫王城肇 著 日本教育発達史 (株)三二書房 一九八頁。
- ⑬有倉遼吉 編 前掲書 一一一頁。